

短時間常勤制度・育児短時間制度について

1 基本事項

	短時間常勤職員制度	育児短時間勤務制度（常勤職員）
対 象 者	募集の必要が生じた職種・勤務形態のみ募集を実施。なお、医師は基本的に常時募集中。	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する常勤職員
手 続 き	短時間雇用であることを明示した上で、フルタイム常勤職員と同じ方法で募集及び採用選考を行う。	職員は、育児短時間勤務承認等請求書により、当該勤務の期間（1月以上1年以下）の初日・末日、勤務の日・時間帯を明らかにして当該勤務を始めようとする日の1月前までに所属長に提出する。
労 働 時 間	(1) 変形労働者以外の者 6時間×5日（週30時間） 月曜日から金曜日まで ①始業時刻 午前9時 ②就業時刻 午後3時45分 ※ 始業・終業時刻は2時間の範囲内で繰り上げ又は繰り下げできる。 (2) 変形労働者 4週当たり120時間	(1) 変形労働者以外の者 ①【週5日】日3時間55分（週19時間35分） ②【週5日】日4時間55分（週24時間35分） ③【週5日】日6時間×5日（週30時間） ④【週3日】日7時間45分（週23時間15分） ⑤【週3日】日7時間45分×2日＋ 日3時間55分（週19時間25分） ⑥【週4日】日6時間＋日5時間45分 ×3日（週23時間15分） ⑦【週4日】日7時間45分×4日（週31時間） (2) 変形労働者 ① 4週間で8日以上を週休日とし、週19時間25分、週19時間35分、週23時間15分、週24時間35分又は30時間又は31時間 ② 4週間以内で週2日以上を週休日とし、週19時間25分、週19時間35分、週23時間15分、週24時間35分又は30時間又は31時間
転 換 等	○ 短時間常勤職員からフルタイム勤務職員への変更を希望する職員がいる場合であってフルタイム勤務職員に欠員が生じているとき等においては、勤務形態の変更を認めることができる。フルタイム勤務職員から短時間常勤職員となることを希望する場合も同様とする。 ○ 短時間勤務職員からフルタイム常勤職員に切り替えるときは、新たに地方職員共済組合への加入手続きを行う。 ○ フルタイム常勤職員から短時間勤務職員に切り替えるときは、地方職員共済組合員の資格喪失の手続き及び社会保険加入手続きを行う。	○ 承認は、当該職員が産前休業の開始、出産、退職・停職処分を受けた場合、当該子が死亡又は当該職員の子でなくなった場合は、失効する。 ○ 所属長は、当該職員が以下の事由に該当するときは、承認を取り消す。 ① 当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。 ② 当該子以外の子に係る育児短時間勤務の承認を受けるとき。 ③ 内容の異なる育児短時間勤務の承認を受けるとき。

2 給与

	短時間常勤職員制度	育児短時間勤務制度
基本給月額	<ul style="list-style-type: none"> 短時間常勤基本給表を適用 フルタイムの基本給月額×30時間/38時間45分 	<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間数に応じた額 フルタイムの基本給月額×週の勤務時間数/38時間45分

管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・独自区分に基づく額 ・フルタイムの手当額×30時間/38時間45分 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間数に応じた額 ・フルタイムの手当額×週の勤務時間数/38時間45分
医師手当	<ul style="list-style-type: none"> ・フルタイムの常勤職員と同額 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間数に応じた額 ・手当額×週の勤務時間数/38時間45分
地域手当	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間常勤基本給表による基本給+独自区分に基づく管理職手当+扶養手当(フルタイム常勤職員と同額)×支給割合(医師15%、医師以外11%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間数に応じた額 ・勤務時間数に応じて支給される給料等×支給割合(医師15%、医師以外11%)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・全額支給(フルタイムの常勤職員と同額) 	<ul style="list-style-type: none"> ・全額支給(フルタイムの常勤職員と同額)
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・全額支給(フルタイムの常勤職員と同額) 	<ul style="list-style-type: none"> ・全額支給(フルタイムの常勤職員と同額)
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・原則フルタイム常勤職員と同じ。(定期券又は勤務回数に応じた回数券等の額等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則フルタイム常勤職員と同じ。(定期券又は勤務回数に応じた回数券等の額等)
時間外勤務手当 休日勤務手当 夜間勤務手当 宿日直手当 管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・フルタイム常勤職員と同じ。 ・時間外勤務は、1日7時間45分までは支給割合100/100 	<ul style="list-style-type: none"> ・フルタイム常勤職員と同じ。 ・時間外勤務は、1日7時間45分までは支給割合100/100
特殊勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> (1)日額手当(有害物取扱手当・防疫等作業手当・精神保健福祉等業務手当) ⇒フルタイム常勤職員と同額 (2)回数手当(夜間特殊勤務手当・救急医療等応需手当・分娩業務手当・医師応援手当・NICU手当・看護師に係る医療体制等確保手当・緊急手術手当) ⇒フルタイム常勤職員と同額 (3)月額手当(助産師手当・手術室勤務手当・専門看護師手当・特殊業務手当) ⇒フルタイム常勤職員の手当額×30時間/38.75時間で計算した額 	<ul style="list-style-type: none"> 1)日額手当(有害物取扱手当・防疫等作業手当・精神保健福祉等業務手当) ⇒フルタイム常勤職員と同額 (2)回数手当(夜間特殊勤務手当・救急医療等応需手当・分娩業務手当・医師応援手当・NICU手当・看護師に係る医療体制等確保手当・緊急手術手当) ⇒フルタイム常勤職員と同額 (3)月額手当(助産師手当・手術室勤務手当・専門看護師手当・特殊業務手当) ⇒フルタイム常勤職員の手当額×週の勤務時間数/38.75時間で計算した額
放射線取扱手当	<ul style="list-style-type: none"> ・月額手当 ⇒フルタイム常勤職員と同額 	<ul style="list-style-type: none"> ・月額手当 ⇒フルタイム常勤職員と同額
期末手当	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間常勤基本給表をもとに期末手当基礎額を算定し、それぞれの支給月の支給割合を掛ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手当基礎額はフルタイム勤務時の額に割り戻す ・勤務時間の短縮分相当期間の1/2を在職期間から除算
勤勉手当	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間常勤基本給表をもとに勤勉手当基礎額を算定し、それぞれの支給月の支給割合を掛ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手当基礎額はフルタイム勤務時の額に割り戻す ・勤務時間の短縮分相当期間の全部を勤務期間から除算
退職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間常勤職員とフルタイム常勤職員の退職手当については、その勤務期間が連続している場合に限り、期間を通算することができる。 ・算定基礎となる基本給月額額は短時間常勤基本給表を基にする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児短時間勤務職員であった期間の1/3を勤続期間から除算 ・算定基礎となる給料月額はフルタイム常勤職員と同じ
昇給	<ul style="list-style-type: none"> ・フルタイム常勤職員と同様の扱い 	<ul style="list-style-type: none"> ・昇給の抑制対象となる「1/4以上勤務しなかった」期間には含まれない(昇給に影響なし)

3 服務

	短時間常勤職員制度	育児短時間勤務制度
週 休 日	(1)変形労働者以外の者 土曜日及び日曜日+ α 国民の祝日に関する法律に定める休日 12月29日から翌年の1月3日まで (2)変形労働者 4週当たり8日+ α 国民の祝日に関する法律に定める休日 12月29日から翌年の1月3日まで	・勤務形態に応じた勤務日以外は週休日
年 次 休 暇	・フルタイム常勤職員と同じ日数。ただし、年休基礎時間は1日につき6時間	・勤務時間数に応じて付与
特 別 休 暇	・原則としてフルタイム常勤職員と同じ。	・原則、フルタイム勤務時と同じ ※一定期間において週休日等を除き付与される休暇については、勤務日数に応じた日数
時間外勤務の命 令	・臨時・緊急の必要がある場合において、当該職員に超過勤務を命じなければ業務運営に著しい支障があるときに限る。	・臨時・緊急の必要がある場合において、当該職員に超過勤務を命じなければ業務運営に著しい支障があるときに限る。

4 福利厚生等

	短時間常勤職員制度	育児短時間勤務制度
共 済 制 度	・非加入	・地方職員共済組合に加入 ・長期給付の掛金は給料月額に応じた額（3歳まで） 短期給付の掛金はフルタイム勤務と同じ
社 会 保 険	・社会保険に加入	・非加入
雇 用 保 険	・加入	・加入
災 害 補 償	・労働者災害補償保険加入	・地方公務員災害補償基金加入
互 助 会	・加入	・加入

5 その他

	短時間常勤職員制度	育児短時間勤務制度
定 年	・フルタイムの常勤職員と同じ ・医師65歳、医師以外60歳	・フルタイムの常勤職員と同じ ・医師65歳、医師以外60歳
その他の労働条件	・全額支給（フルタイムの常勤職員と同額）	・全額支給（フルタイムの常勤職員と同額）